

埼玉医科大学病院病院長選考基準

令和4年2月14日

学校法人埼玉医科大学理事長

学校法人埼玉医科大学埼玉医科大学病院病院長選考規程（以下「病院長選考規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、埼玉医科大学病院病院長選考基準を次のとおり定める。なお、この基準は、医療法施行規則第7条の2の2に規定する管理者の資質及び能力に関する基準として定めるものである。

病院長は、人格が高潔で、当院の基本理念等、医療安全対策及び感染対策に関する方針並びに長期総合計画に掲げた事項について、継続的かつ確実に推進する姿勢及び指導力を有し、かつ、病院長の資質・能力に関する基準・要件を満たしている者であることが求められる。

I. 病院長の資質・能力に関する具体的な基準・要件

1. 医師免許を有している者

2. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

当院又はそれ以外の病院において、医療安全管理、感染対策管理等の業務に従事した経験があり、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者

3. 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

当院又はそれ以外の病院において、組織管理等の経験があり、高度な医療を提供する特定機能病院の管理運営をつかさどるための資質・能力を有している者

4. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

具体的には、大学の医学系教授の経験があり、学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有している者

5. 地域医療の充実の推進等に必要な資質・能力を有している者

地域社会のニーズに応える病院運営の実践にリーダーシップを発揮するとともに、地域の医療機関との連携を推進し、中核的役割を果たすことができる者

II. 病院長選考の手続・方法

理事長は、病院長を選任するに当たり、法令に定めるもののほか、学校法人埼玉医科大学病院長等選考規程及び病院長選考規程に基づき病院長を選考する。

以上